

「こころと体のリフレッシュ講座」開催支援事業に関するQ&A

質 問	回 答
<p>(講座の対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的にどのような講座が対象となりますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスに関する講座や生活習慣病の予防に関する講座、職場のコミュニケーションづくりを題材とした講座が対象となります。ヨガや運動に関する講座、アロマセラピーに関する講座、コーヒーや紅茶等に関する講座も開催されております。 ・それ以外の講座内容でも、健康管理に寄与するような内容であれば対象としておりますので、詳しくは支部にお問い合わせください。
<p>(支部への連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前連絡が必要ですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要です。講座内容等の確認があるため、可能な限り早めに連絡をお願いいたします。
<p>(申請期限)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催希望日の2か月前までに必ず申請しなければなりませんか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に連絡をいただく必要はありますが、支部に事前連絡した上で講師・日程が確定している場合は、2か月を経過して申請しても構いません。
<p>(講師の紹介・調整や候補日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座の内容は決定しているが、講師が未定の場合、支部で講師の紹介や調整等を行っていただけますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属所で講師の選定をお願いいたします。未定の場合、過去に依頼した講師の情報提供を行いますので、ご相談ください。 ・日程調整等は所属所で講師の方と直接お願いいたします。
<p>(個人講師の自宅所在地の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人講師の場合、自宅住所を確認のうえ、申請書に記載しなければなりません。必要でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支部から個人講師に謝礼等を支払う場合、支部にて源泉徴収を行います。その後の関連手続き（報酬支払調書の作成や送付等）に必要となりますので、理由を説明いただき、自宅住所を確認のうえ申請書に記載してください。
<p>(複数回の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属所の人数等によっては、特定の日に開催できない場合があります。このようなケースの場合も含め、年度内に複数回、申請してもいいのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一所属所1回のみ申請との取扱いはしておりませんので、各所属所の実状に応じ、複数回、申請していただくことは可能です。 ・ただし、申請所属数や予算の残額等を踏まえ、2回目以降の申請・支援について制限することがありますので、複数回の申請を予定している場合には、事前に支部に確認してください。
<p>(職務専念義務の免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座への参加については職専免となりますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県教委教職員の 경우에는 条例で職専免となります。各市町村教委の場合には、服務管理を行っている部署へ確認願います。 ・なお、職種によって取扱いが異なる場合もありますので、所属所長に確認してください。